

議 案 第 7 号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
(平成27年条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。